

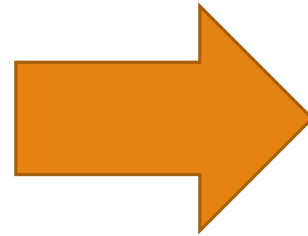
児童発達支援・放課後等デイサービス

個別支援計画に定めた支援の提供時間に応じた単位数となる。

令和6年4月以降は個別支援計画に提供時間を盛り込む必要がある。

※重症心身障害児を主たる対象とする事業所等はこれまで通りの1日単価

1日単価



①30分以上～
1.5時間以下

②1.5時間超～
3時間以下

③3時間超～
5時間以下

児童発達支援・放課後等デイサービス

事業所の個別支援計画に5領域とのつながりを盛り込む必要がある。

新設

(前略)サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

【基準省令第26条第4項・新設】

- ①健康・生活 ②運動・感覚 ③認知・行動 ④言語・コミュニケーション
⑤人間関係・社会性

★5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの作成・公表し、それに基づいた個別支援計画とすること。

⇒令和6年度中に支援プログラム策定及び個別支援計画への反映をする

児童発達支援・放課後等デイサービス

個別支援計画に新たに記載すべき事項①

障害児の日々の支援に係る計画時間

現行の個別支援計画に合わせ 令和6年3月31日までに「個別支援計画別表（別紙2）」を作成。保護者へ説明の上、同意を得ること。間に合わない場合は令和6年4月中に行うこと。

- ※1 計画時間が5時間（放デイの平日は3時間）を超える場合で、かつ延長支援時間が1時間以上見込まれる児童はこの時間も含めて個別支援計画に盛り込む必要がある。
- ※2 重症心身障害児を主たる対象者としている事業所については、時間区分ごとの報酬単価とはならないが、同様に取り扱うこと。

児童発達支援・放課後等デイサービス

個別支援計画に新たに記載すべき事項②

5領域に関連した支援・インクルージョンを踏まえた取組み

直近次回の個別支援計画の見直しのタイミングで「個別支援計画書(別紙1)」を用いて作成し、5領域・インクルージョンを盛り込んだ個別支援計画とすること。

※システム等を利用して個別支援計画を作成している事業所は、必ずしも別紙様式を用いる必要はないが、別紙様式の全ての記載事項を盛り込むこと。

- ★令和6年5月以降に新規で利用を開始する障害児については、個別支援計画に新たに記載すべき事項①②すべてを盛り込むこと。
- ☆令和6年11月以降は原則「個別支援計画(別紙1・2)」を用いること。